



公益社団法人  
全国老人保健施設協会

全老健会員さま向け

# 業務継続計画（BCP）策定支援研修

感染症編

2022年3月

MS&ADインターリスク総研株式会社  
リスクマネジメント第四部 医療福祉マーケットグループ



## 本研修動画のねらい

---

**BCPとはなにか、理解していただく  
BCP作成の必要性を認識していただく**



**自施設のBCP策定に繋げていただく**

はじめに

1. 老健施設における感染症BCPとは？
2. 老健施設における感染症BCP作成のポイント

おわりに

\* 本資料は厚生労働省老健局から公表された、

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」  
(令和2年12月)の内容を基に作成したものです。

# 1. 老健施設における感染症BCPとは？

\* 本資料は厚生労働省老健局から公表された、  
「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（令和3年12月）の内容を  
基に要点を整理したものです。



# 1. 老健施設における感染症BCPとは？

もし、新型コロナウイルス感染者が発生したら…

影響例：集団感染の発生

## 感染拡大防止対応

- 施設内の清掃、消毒
- 個室管理、ゾーニング
- 感染疑い者、濃厚接触者へのケアの調整 等

## 報告・連絡の実施

- 多方面への報告連絡（医療機関、保健所、指定権者、自治体、利用者・家族、出入り業者等）
- 保健所等との頻回な情報共有、指示の確認 等

## 職員確保と調整

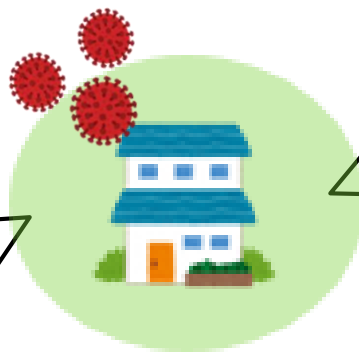
- 感染者や濃厚接触者となった職員の出勤停止
- 濃厚接触者の利用者に対するケア量の増加
- 濃厚接触者の利用者に対し、担当職員を分けた対応 等

## 備品補充と管理

- 感染防護具や消毒液等の不足
- 感染者が使用する物品の確保
- 廃棄物の管理 等

### 感染者発生時の対応が検討されていないならば

- 適切な感染拡大防止対策がとれない
- 関係機関にスムーズに報告・連絡ができない
- 必要な職員数を確保できない 等



### 事前準備がされていないならば

- 施設内感染が拡大する
- 関係機関にスムーズに報告・連絡ができない
- 業務を実施する職員が確保できない
- 衛生用品が不足し感染拡大防止対策がとれない 等

**サービスを停止できない！**

(サービス継続を期待されている)

# 1. 老健施設における感染症BCPとは？

## 感染対策マニュアルと感染症BCPの関係

内容		感染対策 マニュアル	感染症BCP
平時の取組み	ウイルスの特徴	◎	△
	感染予防対策 (手指消毒の方法、ガウンテクニック等)	◎	△
	健康管理の方法	◎	△
	体制の整備・担当者の決定	△	◎
	連絡先の整理	△	◎
	研修・訓練	○	◎
	備蓄	○	◎
感染(疑い)者 発生時の対応	情報共有・情報発信	○	◎
	感染拡大防止対策(消毒、ゾーニング方法等)	◎	△
	ケアの方法	◎	△
	職員の確保	○	◎
	業務の優先順位の整理	×	◎
	労務管理	×	◎

出典：厚生労働省「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の事業継続ガイドライン」よりMS&ADインターリスク総研にて作成

# 1. 老健施設における感染症BCPとは？

## BCPの構成と活用できるツール

### 1. 事前準備

施設内で感染者発生**前**

今、何をしておくべきか



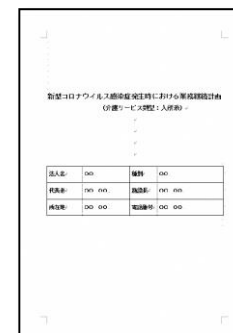
### 2. 発生（疑い）後の対応

施設内で感染疑い者発生**後**

どう行動したらよいか

#### (参考) 活用できるツール

BCPには**基本の型**があります。  
厚生労働省HPで公開されている  
ガイドライン、ひな形などを  
有効活用しましょう。



(厚生労働省掲載HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

## 2. 老健施設における感染症BCP作成のポイント





## 2. 老健施設における感染症BCP作成のポイント

### 感染症BCPフローチャート

#### 1. 事前準備

##### 第I章 総則

1. 目的
2. 基本方針
3. 主管部門

##### 第II章 平時からの備え

- (1) 体制構築・整備
- (2) 感染防止に向けた取組の実施
- (3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保
- (4) 研修・訓練の実施
- (5) BCPの検証・見直し

#### 2. 発生（疑い）後の対応

##### 感染疑い事例の発生

- 息苦しさ
- 倦怠感
- 発熱や咳等の風邪症状
- いつもと違う様子
- 職員の健康状態

##### 第III章 初動対応

- (1) 第一報
- (2) 感染疑い者への対応
- (3) 消毒・清掃等の実施

原則入院

陽性

3. 検査

陰性

入所継続

##### 第IV章 感染拡大防止体制の確立

- (1) 保健所との連携
- (2) 濃厚接触者への対応
- (3) 職員の確保
- (4) 防護具、消毒液等の確保
- (5) 情報共有
- (6) 業務内容の調整
- (7) 過重労働・メンタルヘルス対応
- (8) 情報発信

収束

出典：厚生労働省「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の事業継続ガイドライン」よりMS&ADインターリスク総研にて作成

## 2. 老健施設における感染症BCP作成のポイント

① 業務を継続するために必要な**資源を守る**

② 足りない**資源を補い**、業務を継続する

③ 優先する**業務を選定し**、**継続する**

① **職員や施設を守る**ために必要な対策を講じる

② **職員や物品を確保する**ために必要な対策を講じる

③ **必要な業務を継続する**ために業務を調整する

BCP = 災害時や感染症発生時でも、**業務を継続**するための**計画**

老健施設における業務としては、

1. 利用者の安全確保
2. 介護サービスの提供（身体介護や生活支援、看護・医療ケア、リハビリ等）
3. 職員の安全確保 など

## 2. 老健施設における感染症BCP作成のポイント

① 業務を継続するために  
必要な**資源を守る**

② 足りない**資源を補い**、  
業務を継続する

③ 優先する**業務を**  
選定し、**継続する**

### ① **職員や施設を守る**ために必要な対策を講じる

#### 1. 事前準備

##### <職員を守る>

- 感染防止に向けた取組を実施する
- 防護具、消毒液、検査キット等の備蓄品を確保、管理する 等

##### <施設を守る>

- 適切な対応を実施するための体制を構築、整備する
- 感染（疑い）者発生時に速やかに対応できるようBCPの研修・訓練を実施する
- 研修・訓練を通し作成したBCP（特に資源を守るために必要な対策部分）を検証する
- 研修・訓練で見えてきた課題を中心に対策を講じ、BCPを見直す 等

#### 2. 発生（疑い）後の対応

##### <職員を守る>

- 感染を拡大させないために不足する可能性のある物品を速やかに確保する。
- 過重労働や感染のリスクに対峙するストレス等職員のメンタルヘルスケアについて対応方法を検討する 等

##### <施設を守る>

- 感染疑い者発生時の初動対応（報告方法、対応方法など）を明確にし、速やかに対処できるように備える
- 保健所と連携し、感染者が増えないための対策を講じる
- 感染者情報、感染者発生状況などの情報を管理する 等

## 2. 老健施設における感染症BCP作成のポイント

① 業務を継続するために必要な**資源を守る**

① **職員や施設を守る**ために必要な対策を講じる

### 1. 事前準備

#### 第I章 総則

1. 目的
2. 基本方針
3. 主管部門

#### 第II章 平時からの備え

- (1) 体制構築・整備
- (2) 感染防止に向けた取組の実施
- (3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保
- (4) 研修・訓練の実施
- (5) BCPの検証・見直し

### 2. 発生（疑い）後の対応

#### 感染疑い事例の発生

息苦しさ 倦怠感  
発熱や咳等の風邪症状  
いつもと違う様子  
職員の健康状態

#### 第III章 初動対応

- (1) 第一報
- (2) 感染疑い者への対応
- (3) 消毒・清掃等の実施

原則入院

陽性

3. 検査

陰性

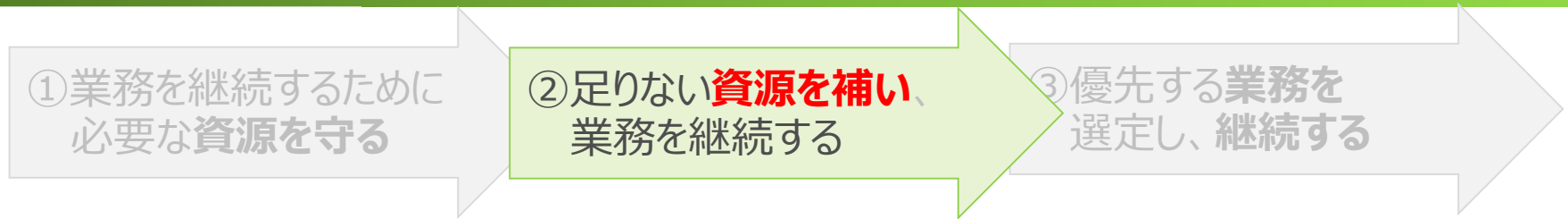
入所継続

#### 第IV章 感染拡大防止体制の確立

- (1) 保健所との連携
- (2) 濃厚接触者への対応
- (3) 職員の確保
- (4) 防護具、消毒液等の確保
- (5) 情報共有
- (6) 業務内容の調整
- (7) 過重労働・メンタルヘルス対応
- (8) 情報発信

収束

## 2. 老健施設における感染症BCP作成のポイント



### ② 職員や物品を確保するために必要な対策を講じる

#### 1. 事前準備

##### <物品の確保>

- 物品が不足した場合の相談先、連携先について体制を整える
- 個人防護具や衛生材料などの備蓄量や使用量を評価し、感染症発生時に備える
- 研修・訓練を通し作成したBCP（特に資源の確保に関する部分）を検証する
- 研修・訓練で見えてきた課題を中心に対策を講じ、BCPを見直す

#### 2. 発生（疑い）後の対応

##### <職員の確保>

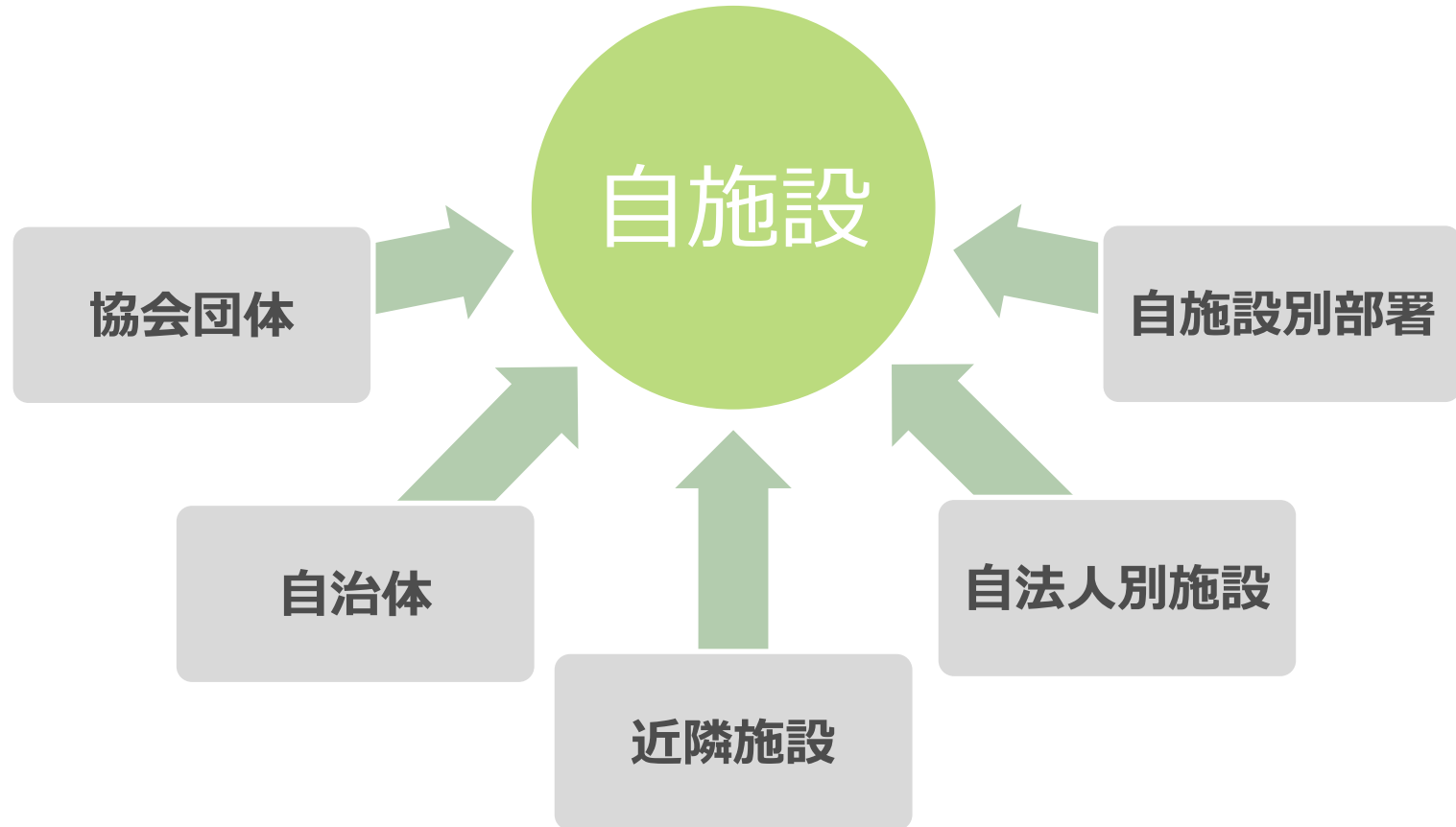
- 職員が不足した場合の相談先、連携先について体制を整える
- 職員不足の基準を明確にする
- 職員が不足した場合の連絡先、相談方法を明確にする

##### <物品の確保>

- 通常のルートや手段で感染対策に必要な物品が入手できなかった場合の対処方法を明確にする

## 2. 老健施設における感染症BCP作成のポイント

職員確保のための相談先、連携先



\* 連携のために必要な条件を明確にしましょう。

## 2. 老健施設における感染症BCP作成のポイント

② 足りない**資源を補い**、  
業務を継続する

② **職員や物品を確保**するために必要な対策を  
講じる

### 1. 事前準備

#### 第I章 総則

1. 目的
2. 基本方針
3. 主管部門

#### 第II章 平時からの備え

- (1) 体制構築・整備
- (2) 感染防止に向けた取組の実施
- (3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保
- (4) 研修・訓練の実施
- (5) BCPの検証・見直し

### 2. 発生（疑い）後の対応

#### 感染疑い事例の発生

息苦しさ 倦怠感  
発熱や咳等の風邪症状  
いつもと違う様子  
職員の健康状態

#### 第III章 初動対応

- (1) 第一報
- (2) 感染疑い者への対応
- (3) 消毒・清掃等の実施

原則入院

陽性

3. 検査

陰性

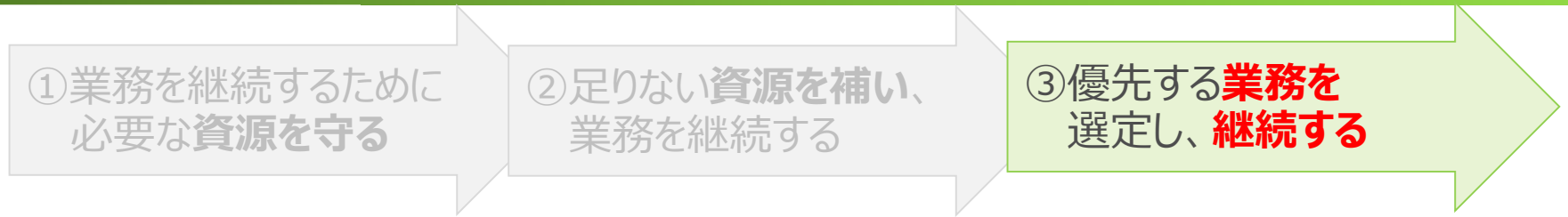
入所継続

#### 第IV章 感染拡大防止体制の確立

- (1) 保健所との連携
- (2) 濃厚接触者への対応
- (3) 職員の確保
- (4) 防護具、消毒液等の確保
- (5) 情報共有
- (6) 業務内容の調整
- (7) 過重労働・メンタルヘルス対応
- (8) 情報発信

収束

## 2. 老健施設における感染症BCP作成のポイント



### ③ 必要な業務を継続するために業務を調整する

#### 1. 事前準備

- 業務調整が必要な場合に速やかに対応できるようにBCPの研修・訓練を実施する
- 研修・訓練を通し作成したBCP（特に業務調整に関する部分）を検証する
- 研修・訓練で見えてきた課題を中心に対策を講じ、BCPを見直す

#### 2. 発生（疑い）後の対応

- 感染者発生に伴う追加業務（ゾーニング・コホーティングの実施、感染防護具の着脱、消毒場所や消毒方法の変更等）を明確にする
- 業務の優先順位を決定する
- 職員の出勤率と実施する業務内容を調整する
- 実施方法を変更した場合、変更した内容の手順やマニュアルを準備する
- 応援職員に依頼する業務、介助する利用者の基準を明確にする



## 2. 老健施設における感染症BCP作成のポイント

### 優先する業務の考え方

分類	定義
<b>A:継続業務</b>	生命を守るために必要な業務 可能な限り通常と同じように実施すべき業務
<b>B:追加業務</b>	生命や健康を守るために必要な緊急時対応業務 通常時には発生しない業務
<b>C:変更・縮小業務</b>	頻度・規模を減らすことが可能な業務 出勤人員、物理的環境等を踏まえ、方法を変更/縮小できる業務
<b>D:休止業務</b>	多人数が1カ所に集合する等、感染予防の観点から 休止することが望まれる業務

- ① 通常行っているすべての業務をA:継続業務、C:変更・縮小業務、D:休止業務に分類し、感染症発生時に必要な追加すべき業務（B:追加業務）を明確にする
- ② 資源が限られる中、全ての業務から優先すべき業務（A:継続業務とB:追加業務を中心に）を考える

## 2. 老健施設における感染症BCP作成のポイント

### 職員の出勤率と業務内容の調整

職員数	出勤率30%	出勤率50%	出勤率70%	出勤率90%
	●名	●名	●名	●名
調理	全食外部委託	朝夕2食外部委託	通常通り	通常通り
食事の提供	2食/日 朝昼兼用11時	食事時間変更 日勤帯で提供	通常通り	通常通り
食事介助	介助時間を 限定	介助時間を 限定	通常通り	通常通り
排泄介助	おむつ着用 交換時間延長	トイレ誘導 希望時のみ	トイレ誘導 間隔延長	通常通り
医療ケア 喀痰吸引	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り

- 例えば、食事について考えると、中止できない業務であり、調理から、配膳、介助まで、様々な場面で職員が必要になる。不足した職員の状況により、内容や頻度を検討する必要がある
- 日勤と夜勤で業務内容も職員数も変わるため、勤務帯毎の検討も重要である
- 職種や経験、能力を踏まえる検討する

## 2. 老健施設における感染症BCP作成のポイント

③優先する**業務を**  
選定し、**継続する**

③ **必要な業務を継続する**ために業務を調整する

### 1. 事前準備

#### 第I章 総則

1. 目的
2. 基本方針
3. 主管部門

#### 第II章 平時からの備え

- (1) 体制構築・整備
- (2) 感染防止に向けた取組の実施
- (3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保
- (4) 研修・訓練の実施
- (5) BCPの検証・見直し

### 2. 発生（疑い）後の対応

#### 感染疑い事例の発生

- 息苦しさ 倦怠感
- 発熱や咳等の風邪症状
- いつもと違う様子
- 職員の健康状態

#### 第III章 初動対応

- (1) 第一報
- (2) 感染疑い者への対応
- (3) 消毒・清掃等の実施

原則入院

陽性

3. 検査

陰性

入所継続

#### 第IV章 感染拡大防止体制の確立

- (1) 保健所との連携
- (2) 濃厚接触者への対応
- (3) 職員の確保
- (4) 防護具、消毒液等の確保
- (5) 情報共有
- (6) **業務内容の調整**
- (7) 過重労働・メンタルヘルス対応
- (8) 情報発信

収束

## 2. 老健施設における感染症BCP作成のポイント

① 業務を継続するために  
必要な**資源を守る**

② 足りない**資源を補い**、  
業務を継続する

③ 優先する**業務を**  
選定し、**継続する**

- ① **職員や施設を守る**ために必要な対策を講じる
- ② **職員や物品を確保する**ために必要な対策を講じる
- ③ **必要な業務を継続する**ために業務を調整する

BCP = 災害時や感染症発生時でも、**業務を継続**するための**計画**

老健施設における業務としては、

1. 利用者の安全確保
2. 介護サービスの提供（身体介護や生活支援、看護・医療ケア、リハビリ等）
3. 職員の安全確保 など

**業務を継続するために**検討している対策を  
職員全員が行動できるように**具体的に明文化する**

## おわりに

### 1. **作成**まずは書いてみましょう！

大事なことは、初めから立派なBCPを作ろうとしないこと

### 2. **研修**で、職員への周知・ベクトル合わせを実践すること！

大事なことは、BCPを作りっ放しにしないこと

### 3. **訓練（シミュレーション）**を定期的 to 実施すること！

大事なことは、課題の洗い出しと見直しを継続していくこと

**利用者や職員を守るのは皆さんです！！**

**できることから始めましょう！！**

**BCP義務化は令和6年4月からです。**

**あわてず！急いで！正確に！準備しましょう！**

# 研修動画のご案内

## 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

ひと、くらし、みらいのために

ホーム

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

カスタム検索 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

### 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するために、研修動画を掲載しましたので是非ご覧ください。

ガイドライン・ひな形のダウンロードは[こちら](#)

#### 研修動画の構成

総論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
<a href="#">1：BCPとは</a>	<a href="#">2：共通事項</a> <a href="#">3：入所系</a> <a href="#">4：通所系</a> <a href="#">5：訪問系</a>	<a href="#">6：共通事項（概要編）</a> <a href="#">7：共通事項</a> <a href="#">8：通所サービス固有事項</a> <a href="#">9：訪問サービス固有事項</a> <a href="#">10：居宅介護支援サービス固有事項</a>

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

<介護サービス類型毎の対象項目>

- ・入所系サービス：1，2，3，（6），7
- ・通所系サービス：1，2，4，（6），7，8

ご自身の施設の介護サービス類型に合った項目を確認いただき、ご視聴ください。

政策について

分野別の政策一覧

- 健康・医療
- 子ども・子育て
- 福祉・介護
  - 障害者福祉
  - 生活保護・福祉一般
  - 介護・高齢者福祉
  - 雇用・労働
  - 年金
  - 他分野の取り組み

※本資料二次利用、転記・転写、SNSへの投稿厳禁

**MS&AD**

## MS&ADインシュアランスグループ

**MS&ADインターリスク総研株式会社**  
**リスクマネジメント第四部**  
**医療福祉マーケットグループ**

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス  
Tel : 03-5296-8976 / Fax : 03-5296-8941